

鶏など鳥類を飼養されている方へ

高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策のお願い！

参考資料

高病原性鳥インフルエンザとは

区 分	内 容
病 原 体	鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスによるもの
感受性動物	鶏、あひる、七面鳥、うずら等
感 染 経 路	鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排泄物等を介しても感染
症 状	* 突然の死亡率の上昇があり、高い場合には100%に達する。 * 臨床症状は肉冠・肉垂のチアノーゼ、出血、壊死、顔面の浮腫、脚部の皮下出血、産卵低下又は停止、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等であるが、甚急死亡例ではこれらの病変が認められないことが多い。
発 生 状 況	* 香港、中国、米国、ドイツ、韓国、台湾等世界各地で発生 * 日本では、1925年以来今まで発生がなかった。
予 防 方 法	* ワクチンがないため、飼養環境の消毒によりウイルスの侵入を防ぐ * 消毒について（一般的な消毒薬は効果がある。） 対象物に応じ、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、蒸気等

平成16年1月11日、山口県阿武郡阿東町の採卵鶏農場（3万4千640羽飼養）において、家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。国内では1925年の発生以来、79年ぶりの発生となります。

鶏等鳥類を飼養している方は、普段から飼養環境を衛生的に維持し、鶏等の健康状態に注意するとともに、特に次の事項に留意いただき、病原体の侵入防止対策に万全を期してください。

- 1 本病の侵入防止のため、飼養鳥類の健康観察、野鳥等の鶏舎等への侵入及び給水源への接近の防止、ネズミ、ハエ等の駆除、関係者以外の出入り制限、消毒等の徹底をすること。
- 2 本病の症状は多様であり、常に本病の発生を疑い、異常な症状を発見した場合には、死亡羽数の多少にかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に届け出ること。
- 3 本病発生国への旅行等は自粛し、

異常があればすぐ連絡を！

高病原性鳥インフルエンザの臨床症状と病変

（注意：極めて急性の場合
これらの症状がみられないこともあります）



左：脚皮膚の紫変
右：正常



肉冠：肉垂の紫変とむくみ



眼の周りのむくみ

▼問い合わせ先・連絡先
長野県伊那家畜保健衛生所
☎ 0265・7212782

止むを得ず旅行する場合は、養鶏関係施設等への訪問は自粛するとともに、帰国直後の畜産農家への立入の際には消毒等、十分な衛生措置を講ずること。